

令和6年度 第3回堺市健康福祉局保健福祉施設等施設整備審査会会議録

(創設及び大規模修繕 書類審査・面接審査)

- 開催日時：令和7年1月27日（月） 13時00分～15時50分
- 会 場：本館6階 B会議室
- 出席委員：会 長 （堺市健康福祉局 生活福祉部長） 長尾 正志
 委 員 （関西福祉科学大学 名誉教授） 齊藤 千鶴
 委 員 （堺市健康福祉局 長寿社会部長） 佐野 庸子
 委 員 （税理士） 澤田 直樹
 委 員 （森ノ宮医療大学 看護学部 教授） 外村 昌子
 委 員 （大阪人間科学大学 人間科学部 教授） 武田 卓也
 委 員 （堺市健康福祉局 障害福祉部 障害福祉サービス課長） 中嶋 英貴
- 事務局：（堺市健康福祉局 生活福祉部 健康福祉総務課） 土中 和彦 ほか
- 事業課：（堺市健康福祉局 障害福祉部 障害支援課） 前田 祐次 ほか
- 案 件 名：大規模修繕及びグループホーム（創設）に係る書類審査、面接審査及び選定に係る審査について

発言者	内 容
事務局	<p>開会</p> <p>令和6年度第3回堺市健康福祉局保健福祉施設等施設整備審査会を開催します。</p> <p>本日の会議内容は、会議録として、発言委員名は非公開の上、本市ホームページ上で公開させていただきますことを、あらかじめ、確認させていただきます。よろしくお願いたします。</p>
事務局	<p>配布資料の確認</p> <p>配布資料の確認を行う。なお、応募書類については事前に事務局より各委員に配付済み。</p>
事務局	<p>委員紹介</p>
事務局	<p>定足数報告</p>
事務局	<p>会長紹介</p>
事務局	<p>各委員に応募法人からの接触等の有無確認</p>
委員	<p><該当者なし></p>
事務局	<p>審査会の趣旨・目的及び守秘義務についての説明</p>

議長	<p>案件審議</p> <p>それでは、議事に入ります。「大規模修繕」の審査方法及び審査基準について、事業課から説明をお願いします。</p>
事業課	<p>大規模修繕の審査方法及び審査基準の説明</p> <p>「大規模修繕」について、既存施設における「防災・減災のための整備」を補助対象としており、特に住まいの場となるグループホームや短期入所では夜間支援があるため、その重要性は増すものと考えています。これらの施設の電源供給及びスプリンクラーについて対象としています。</p> <p>審査基準についてご説明させていただきます。大項目として、Ⅰ～Ⅳまでの項目があります。大項目Ⅰが「法人等の運営の適格性」、Ⅱが「資金計画に関する事項」、Ⅲが「整備の必要性に関する事項」、Ⅳが「運営に関する事項」となっております。</p> <p>各委員におかれましては、先にお配りしております「協議書」に沿って後ほど説明させていただく事業概要の書類審査に基づき、各項目についてこの基準と照らし合わせ、点数付けしていただきます。</p> <p>各委員による点数が基準点に満たないものが委員の過半数の場合は選定の対象外となります。</p> <p>なお、大規模修繕において今回応募は1件であり、順位付けはなく適否の審査となります。</p> <p>審査方法及び審査基準についての説明は以上です。</p>
議長	<p>大規模修繕の選定方法と審査基準の説明が終わりました。審査基準につきまして何か質問等ございますか？</p>
委員	<p><質問なし></p>
議長	<p>選定方法及び審査基準につきまして、本審査会として承認したいと思います。</p>
議長	<p>書類審査</p> <p>それでは、「大規模修繕」の書類審査に入らせていただきたいと思います。案件についての説明を事業課からお願いします。</p>

事業課	<p>大規模修繕案件1件（A法人）について、応募内容の概要説明。 ※応募書類により、「法人等の運営の適格性」、「資金計画に関する事項」、「整備の必要性に関する事項」、「運営に関する事項」の概要について説明。</p>
議長	<p>以上、事業課の説明が終わりました。何か質問はありますか。</p>
委員	<p><質疑応答> 協議書について確認。</p>
議長	<p>それでは書類審査の結果をもとに、委員の皆さんの審査をお願いいたします。 <採点></p>
議長	<p>以上で大規模修繕の書類審査を終了します。事務局が採点表を回収に伺いますので、そのままお待ちください。</p> <p><<回収が終わった時点で>></p>
議長	<p>案件審議</p> <p>それでは、次の審査に移ります。「グループホーム創設」の審査方法及び審査基準について、事業課から説明をお願いします。</p>
事業課	<p>グループホーム創設の審査方法及び審査基準の説明</p> <p>「グループホーム創設」について、特に重度障害者等である強度行動障害のある方、医療的ケアを必要とする方、重度の知的障害と重度の身体障害（肢体不自由）を重複している重症心身障害のある方を受け入れるグループホームの整備を優先します。</p> <p>審査基準についてご説明させていただきます。大項目として、Ⅰ～Ⅲまでの項目があります。大項目Ⅰが「法人等の運営の適格性」、Ⅱが「土地・建物、資金計画に関する事項」、Ⅲが「運営に関する事項」となっております。</p> <p>各委員におかれましては、先にお配りしております「協議書」に沿って後ほど説明させていただく事業概要の書類審査と法人面接審査に基づき、各項目についてこの基準と照らし合わせ、点数付けさせていただきます。</p> <p>各委員による点数が基準点に満たないものが委員の過半数の場合は選定の対象外となります。</p> <p>なお、グループホーム創設において今回応募は3件であり、本市予算の範囲内で、3件中、上位2件を国に提出することとなります。大規模修繕とグループホーム創設の比較した際の優先度は「堺市障害福祉計画」において「住まいの場の</p>

	確保」を最優先にしていることから、合計点に関係なくグループホーム創設を優先的に順位付けしたいと考えています。
事業課	審査方法及び審査基準についての説明は以上です。
議長	グループホームの選定方法と審査基準の説明が終わりました。優先順位の説明もありましたが、審査基準等につきまして何か質問等ございますか？
委員	<質問なし>
議長	選定方法及び審査基準につきまして、本審査会として承認したいと思います。
	書類審査
議長	それでは、「グループホーム創設」の書類審査に入らせていただきたいと思えます。案件についての説明を事業課からお願いします。
事業課	グループホーム創設案件3件（B法人、C法人、D法人）について、応募内容の概要説明。 ※応募書類により、「法人等の運営の適格性」、「土地・建物、資金計画に関する事項」、「運営に関する事項」の概要について説明。
議長	以上、事業課の説明が終わりました。何か質問はありますか。
委員	<質問なし>
議長	以上でグループホーム創設の書類審査を終了します。 採点につきましては、これから行う法人への面接審査（ヒアリング）の後に必要に応じて点数を変更していただくことも可能です。 (休憩)
	面接審査
議長	それでは、法人面接審査（ヒアリング）について、事業課から説明をお願いします。
事業課	出席者は法人の代表者及び施設管理者（またはそれらの代理と）、実務を説明できる者の3名の同席を認めております。 委員と法人による質疑応答とし、時間は15分間です。

議長	法人説明について、何か質問はありませんか。
委員	<p><質疑応答></p> <p>面接審査時の協議書の置き方について確認。</p>
議長	<p>それでは、面接審査を始めます。</p> <p>B 法人入室 B 法人出席者紹介</p> <p>B 法人面接審査</p> <p><質疑応答></p>
委員	<p>①第三者委員について確認。</p> <p>②第三者機関の導入について確認。</p> <p>③立地条件について確認。</p> <p>④地域住民の理解について確認。</p> <p>⑤蓄電池について確認。</p> <p>⑥決算報告書についての確認。</p> <p>⑦外国人採用についての確認。</p> <p>⑧エレベーターの配置について確認。</p> <p>⑨今回整備するグループホームの特徴について確認。</p> <p>⑩職員の確保や育成について確認。</p>
議長	<p>続いて、C 法人の面接審査を行います。</p> <p>C 法人入室 C 法人出席者紹介</p> <p>C 法人面接審査</p> <p><質疑応答></p>
委員	<p>①施設整備のスケジュールについて確認。</p> <p>②第三者機関の導入について確認。</p> <p>③苦情や要望への対応について確認。</p> <p>④身体拘束を行わない取り組みについて確認。</p> <p>⑤地域住民の理解について確認。</p> <p>⑥外出・外泊の自由の確保について確認。</p> <p>⑦職員の確保や育成について確認。</p> <p>⑧職員の資格について確認。</p>

<p>議長</p>	<p>⑨重症心身障害者と強度行動障害者の受入れや支援について確認。</p> <p>続いて、D法人の面接審査を行います。</p> <p>D法人入室 D法人出席者紹介</p> <p>D法人面接審査</p> <p><質疑応答></p>
<p>委員</p>	<p>①施設整備のスケジュールについて確認。 ②第三者評価の導入と今後の展望について確認。 ③苦情や要望への対応について確認。 ④利用者個人の尊厳の保持の取り組みについて確認。 ⑤職員の確保や育成について確認。 ⑥立地条件について確認。 ⑦利用（予定）者について確認。</p>
<p>議長</p>	<p>これをもって法人の面接審査を終了させていただきます。それでは書類審査、面接審査の結果をもとに、委員の皆さんの審査をお願いいたします。</p> <p>書類確認と、意見交換の時間としたいと思いますので、お気づきの点やご質問があれば、随時ご発言をお願いします。</p> <p>また採点に先立ち、委員全体で何か確認しておくべきことなどがございましたら、ご意見ををお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p><質問なし></p>
<p>議長</p>	<p>採点が終わられましたら、回収して集計いたしますので事務局にお声がけください。</p> <p>回収後は、集計結果がでるまで休憩とさせていただきます。</p> <p><採点> <集計> (委員は休憩)</p> <p>集計結果発表</p>
<p>議長</p>	<p>集計結果を発表します。</p> <p>まずは大規模修繕から発表いたします。</p> <p>すべての委員が基準点以上の採点でしたので、採択することといたします。</p>

	<p>続きましてグループホーム創設の結果を発表いたします。</p> <p>第1位 D法人 第2位 B法人 第3位 C法人</p> <p>議長 全ての案件において委員が基準点以上の採点でしたので、3件とも採択することといたします。</p> <p>なお、さきほどご説明しましたとおり、点数に関係なく大規模修繕よりもグループホーム創設を優先的に順位付けさせていただきます。</p> <p>そのため、国に協議書を提出する際の順位は創設のD法人を1位、B法人を2位、大規模修繕のA法人を3位として市の予算の範囲で協議を行います。</p> <p>この結果を、堺市長に報告させていただきます。異議はございませんでしょうか。</p> <p>委員 <異議なし></p> <p>議長 これをもって、大規模修繕及びグループホーム創設の審査を終了します。</p> <p>閉会</p>
--	--